令和4年度対面による授業・定期試験実施の際の感染拡大防止対策(教員向け)

令和4年度対面による授業・定期試験の実施については、本対策に基づき行う。

ただし、授業科目の内容によっては、部局長の許可の元、本対策に準じた個別の対策を作成の上、授業を実施できるものとする。

- 1 対面授業等(定期試験を含む、以下「授業等」という)を行う上で留意する「3つの密」環境
- (1)密閉空間:換気の悪い密閉空間
- (2) 密集状態:手の届く距離に多くの人が密集する状態
- (3) 密接場面: 近距離での会話や発声が伴う場面
- 2 教員は以下の徹底した感染防止策を実施すること
- (1)毎日検温し、発熱や倦怠感などの体調不良があるときには授業等を実施しないこと
- (2) 石鹸による手洗いや手指消毒を徹底すること
- (3) 授業等の際は飛沫防止のためマスクを必ず着用すること
- (4) 講義室での授業等の場合は、収容定員の70%以下または学生間の間隔が1メートル確保できる 座席配置を目安とした講義室を使用するとともに学生同士の対面着座を避けるなど、学生の間隔に も留意すること
- (5) 90分の講義の中で30分に1回程度休憩時間を設けて講義室の換気を行うこと(可能であれば、ドアや窓を開放したまま授業等を行う)
- (6) 授業等に参加した学生の一覧を作成すること
- 3 学生に対し以下の徹底した感染防止策を実施させるよう指導すること
- (1) 身体的接触(器具の受け渡し等間接的なものも含む)を回避する
- (2) 咳エチケットを徹底するように指導し、飛沫防止のためマスクを着用させる
- (3) 多数の者が触れる器具を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないように指導し、また、手袋の使用や器具のアルコール除菌を励行する。
- (4) 授業等の前後などに石鹸を使った手洗いか、手指消毒を行わせる
- (5) 体調管理に努め毎日検温を行うよう指導する。発熱等の風邪の症状がある場合には授業等に参加しないよう留意を促し、不利益にならないよう配慮を行う